

1. 服装および頭髪の規定、校則違反となる装飾品、化粧品

- (1) 本校生徒の制服着用時の服装は、「服装規定」に従わなければならない。
- (2) 服装品には学年・組・氏名を明記する。
- (3) 怪我等により、やむを得ず制服を着用できない場合は、異装許可願を提出し許可を受ける。
- (4) 制服は、購入時の状態を守ること。
- (5) 制服の着こなしに注意を払い、清楚を心がけること。
- (6) 頭髪は自然のままを維持し、技巧等を加えないこと。
(染色・パーマ・アイロンや過度のドライヤー使用・エクステンションなどの特殊な髪型を禁止する。
男子の前髪は目にかからない、後ろ髪は襟にかからない、横髪は耳たぶより長くしないこと。)
- (7) 装飾品を身につけることを禁止する。(ピアス＝穴をあけるのも不可)
- (8) 化粧品一切の使用を禁止する。

2. 所持品

- (1) 勉学に必要なものは、学校に持参してはならない。
- (2) 所持品には、学年・組・氏名を明記する。
- (3) 携帯電話(スマートフォン)等の学校構内での使用を禁止する。構内では電源を切り、鞆にしまうこと。

3. 行動・礼儀

- (1) 言葉遣いは相手や周囲に失礼にならぬよう特に注意する。
- (2) 教師・来客また生徒間に対しても礼節を尽くしてあいさつを心がける。
- (3) 男女間の交際は、健全明朗であること。
- (4) 通学時の交通機関では公衆マナーをわきまえ、人に迷惑をかけないこと。
- (5) 最終下校時刻は午後6時半とする。以降は関係の先生の指導がある場合のみ残留できる。
- (6) 始業から終業まで、無断で校外に出てはならない。
- (7) 自転車利用等、交通にかかわることについては、「交通規定」に従う。
- (8) 生徒間での金品・物品の貸し借りは絶対にしない。
- (9) 貴重品は学校に持ち込まない。やむを得ない場合は先生に預ける等、管理に注意する。
- (10) 校内で新聞・雑誌・ポスターなどを発行、配布、掲示するには関係の先生を通じて校長の許可が必要となる。
- (11) 学校教育上の観点から、学校構内においての政治的活動等は禁止する。ただし、学校構外において、個人の権利を制限するものではない。

4. 旅行

旅行や登山などをしようとする場合は、旅行届用紙に、行き先・宿泊先・行程・参加者の記載および保護者の承認印を捺印したものを提出して、許可を受ける。

5. 集会

- (1) 集会を開くときは校長の許可を受けなければならない。
- (2) いかなる集会も授業を妨げてはならない。
- (3) 外部より講師またはそれに準ずるものを招く場合には、校長の許可を受けなければならない。

- (4) 校外でクラブ活動あるいは団体活動をする場合は顧問を通じて校長に願い出て、その指示に従うこと。
- (5) 本校以外のものが参加して、校内において会合する場合は、校長の許可を受けること。
- (6) 教室等を使用するときは教務部および教室管理者を通じて校長の許可を得て、丁寧に使用し、使用後は必ず整理整頓しておくこと。

6. 校外団体への加入

生徒が個人または集団で校外の団体に加入を希望するときは、校長の許可を受けなければならない。

7. 掲示

教室内の掲示は、教室管理者の許可を受けること。教室以外の掲示は関係教師を通じて、校長の許可を受けなければならない。

8. 校舎・校具の取り扱い

- (1) 学校施設を汚損しないようにすること。汚損したときはすみやかにクラス担任に申し出て、その指示に従うこと。この場合、修理費用の一部または全額を弁償しなければならないことがある。
- (2) 校具使用の場合は、許可を受けなければならない。

9. 保健・衛生・清掃整備

- (1) 常に身体の清潔に留意し、疾病の予防にあたるとともに体位の向上をはかること。
- (2) 校内で発病または負傷した場合は、直ちに養護教諭とクラス担任に連絡して適切な処置を受けること。
- (3) 教室その他担当区域の清掃はていねいに行い、終了後に担当教師の点検を受けること。受け持ち区域内に破損等の異常を発見した時は直ちに担当教師に報告すること。
- (4) 整備係は教室・ロッカー等の整備に努め、破損箇所を発見した場合は担当教師に報告すること。

10. 非常管理

- (1) 火災、地震等非常事態の発生したときは、別に定める規定に従って落ち着いた行動をとること。
- (2) 日常から避難経路、避難方法の掲示を確認して適切な対応を心がけること。

11. アルバイト

- (1) 本校では原則禁止している。
- (2) 経済的な理由によりやむを得ない場合、審査の上、許可する場合がある。
(ただし、業種や仕事内容、時間などは別に定める規定により制限される。)

12. 届・願

次の各項に該当する時は、届・願を保護者より提出してもらうこと。不明な点は学級担任に確認する。

届：住所・氏名・保護者名・電話番号が変更になった場合

願：退学・転学・休学・復学・留学 等

服装規定

1. 服装は制服とし規定どおり着用する。
2. 学年表示
 - (1) エンジ・紺・緑の3色とする。
 - (2) ブレザーのエンブレムで表示する。
 - (3) スラックス、スカート（ウエスト部分）に学年色の校章で表示する。

〈男子制服〉

	＜式服＞ 行事日および指定された日	行 事 日 以 外
ブレザー	学校指定 シングル金ボタン（左胸に校章のエンブレム学年色入り）	
スラックス	学校指定 グレンチェック ワンタックのストレート	
シャツ	ワイシャツ（白）	ワイシャツ（白） 学校指定ポロシャツ または市販のポロシャツ（白）
ネクタイ	学校指定 エンジを基調としたレジメンタルタイ	
ベスト・セーター	学校指定 Vネックの白・紺・グレーの無地	
コート	紺・黒・グレーを基調としたもの	
靴	サンダル形状のものは不可	
鞆	指定なし	
ハーフパンツ	着用不可	学校指定 紺・ベージュ

〈女子制服〉

	＜式服＞ 行事日および指定された日	行 事 日 以 外
ブレザー	学校指定 シングル金ボタン（左胸に校章のエンブレム学年色入り） ダブル金ボタン（左胸に校章のエンブレム学年色入り）	
スカート	学校指定 24本ひだのプリーツスカート A柄 グレンチェック （丈は膝にかかる程度）	学校指定 24本ひだのプリーツスカート A柄 グレンチェック B柄 タータンチェック C柄 白格子 （丈は膝にかかる程度）
スラックス	学校指定 グレンチェック ノータックストレート アジャスター付	
ブラウス・シャツ	学校指定 ブラウス（白） （長袖・半袖） ワイシャツ（白）	学校指定 ブラウス（白） （長袖・半袖） ワイシャツ（白） 学校指定ポロシャツ または市販のポロシャツ（白）
リボン・ネクタイ	学校指定 エンジを基調としたリボンまたはエンジを基調としたレジメンタルタイ	
ソックス	紺色のハイソックス（スカート着用時）	指定なし
ストッキング・タイツ	うすだいい色（パールオレンジ）	うすだいい色（パールオレンジ） か黒
ベスト・セーター	学校指定 Vネックの白・紺・グレーの無地	
コート	紺・黒・グレーを基調としたもの	
靴	サンダル形状のものは不可	
鞆	指定なし	
ハーフパンツ	着用不可	学校指定 紺・ベージュ

交通規定

安全に登下校するために交通法規を遵守することは重要である。また法規に示されていないことであっても、交通マナーや、適切な状況判断が求められている。安心・安全な登下校のために、下記のこと十分に留意すること。

1. 自転車利用について

「自転車は軽車両であり、道路交通法が適用されている。従って交通規則を守らないことは法律に反する行為である」

現在、本校生徒の多くが、登下校や部活動に自転車を利用している。自転車は手軽で便利な乗り物であるが、交通規則を遵守しなければならない。法律も改正(平成 27 年 6 月改正)され、自転車走行に対しても厳しく取り締まりが行われており、違反者には罰則が適用されている。

近年、自転車における死亡事故や重大事故が多発している。県下において高校生の過失により、被害者が死亡したり、重大な後遺症を負い多額の損害賠償を伴う事故となったケースがある。

登下校に限らず、日頃から必ず下記の交通法規・マナー等を守るよう心がけること。

2. 社会の一員として法規を守る、下記(1)～(9)の項目に特に留意する

- (1) ブレーキ、ハンドル、ライト、ベル、反射材などを確実に点検。ハンドルの改造はしない。整備不良、無灯火運転は違法行為である。
- (2) 雨天時には雨合羽等を必ず着用する。傘さし運転は違法行為である。
- (3) 道路の左側を一路に進行し、歩道に指示された自転車道では徐行する。並列走行及び右側通行は違法行為である。
- (4) 信号機のある交差点を右折する際は、前方の信号に従って一度進行し一旦停止、さらに右手の信号が変わるのを待ってから右折する。斜め横断は違法行為である。
- (5) 信号機のない交差点では一旦停止し、前後左右の安全を確認してから進行する。
- (6) 一時停止の線あるいは標識がある場所では必ず一旦停止し、前後左右の安全を確認してから進行する。一時不停止は違法行為である。
- (7) 二人乗りは違法行為である。
- (8) ヘッドホン、イヤホンの着用、スマートフォンを使用するの運転は違法行為である。
- (9) 踏切での警報無視をしない。

3. 安全に登下校するために、次の(1)～(9)を実行する

- (1) 本校に乗り入れる自転車、自宅から最寄り駅まで使用する自転車には学校発行のステッカーを貼付する。
- (2) 自転車保険(学生総合保険等)にも必ず加入する。
- (3) 朝は時間にゆとりをもって家を出る。
- (4) 自転車は駐輪場指定場所に入れ、必ず二重施錠すること。
- (5) 交差点を直進するときは、前後左右の安全を必ず確認してから進行する。また、左折車に巻き込まれないように気をつける。
- (6) 左折の際も前後左右の安全を確認してから進行する。
- (7) 狭い道ですれ違うときは徐行、あるいは停止して相手の車両等をやりすごす。
- (8) 万が一、事故に遭った場合は、応急措置の後、110番通報する。さらに、保護者・学校に連絡をとる。また、相手のナンバーを控え、住所・名前・連絡先を聞くなどできる限りの措置をとる。安易な判断で済

- ませないように留意する。なお、自身が原因と思われる事故の場合も、相手に対し同様の対応をすること。
- (9) 道路交通法改正に伴い、自転車利用者はヘルメット着用が努力義務化されている。本校においては、安全確保の観点から、自転車利用者はヘルメットを着用することを義務とする。

4. バスや鉄道を利用する際もマナーを守り、他人に迷惑をかけないよう行動する

- (1) お年寄りや身体の不自由な方、妊娠中の方などに席を譲る。
- (2) 待合所やホームなどで騒ぐことなく、順序よくきちんと並んで乗車すること。駆け込み乗車をしない。
- (3) 車内で騒ぐことなく、行儀よく座る、またはつり革につかまる。足を伸ばしたり組んだり、寝そべるような姿勢をとらない。また、飲食は慎むこと。
- (4) 大きな声で話をしない。ヘッドホンやイヤホンの音量に気を配る。
- (5) 荷物は荷物棚か自分の膝の上に置き、座席などに置かない。
- (6) 携帯電話やスマートフォンはマナーモードに切り替える。また、優先席周辺では電源を切ること。利用する交通機関の取り決めを守ること。

5. 免許について

- (1) 在学中に原動機付自転車運転免許等の取得を希望する場合の規則

高校在学中に（原付・自動二輪）免許取得可能な年齢に達するが、免許の取得等に関しては本校の定める申請を必要とする。原則として原付・自動二輪の運転は禁止とする。ただし居住地通学環境により、やむを得ず免許取得および運転が必要とされる場合、審査のうえ許可する場合もある。

（許可条件）

1. 最寄り駅から自宅まで10 km以上で、著しく交通の便が悪い地域に居住する者。
2. 最寄り駅から自宅まで10 km以内でも、次の該当者は許可する場合がある。
 - ① 特に交通の便が悪い場所
 - ② 健康上認められる場合
 - ③ 急峻な山岳地帯
3. その他やむを得ない事態が発生した場合。

※ いずれの場合も期間・地域・目的・車種を規制する。また、学校管理下（校内への乗り入れ、学校行事への参加）での使用を禁止する。

- (2) 在学中に普通自動車運転免許等の取得を希望する場合の規則

高校在学中に自動車運転免許取得の年齢に達するが、本校の定める申請を必要とする。所定の許可条件を満たした者が規定の手続きを経た場合、教習所への入所を許可する。これは社会対応と交通安全適正管理の面での配慮である。

（許可条件） 以下の条件をすべて満たす場合

1. 卒業試験終了後、すべての科目に及第していること。
2. 生徒指導上問題なく、出席良好であること。
3. 進路先が決定していること。
4. アルバイトとの併用はできない。

上記の条件を満たし、規定の手続きを経た生徒に対し、自動車教習届受領書を発給する。教習中、免許取得後等で問題行動があった場合は特別指導の対象とする。